

【前期 第11問】

- (1) Xは兵庫県神戸市に本部を置く暴力団A組の組長の地位にある。A組にはXを専属で警護するボディガード（通称：スワット）が数名おり、その一員であるYは、襲撃してきた相手に対抗できるように拳銃等の装備をし、Xが外出してから帰宅するまで終始Xと行動を共にし、その警護をする役割を担っていた。XとYの間には、個々の任務の実行に際しては、Xに指示されてから動くのではなく、YがXの気持ちを酌んで自らの器量で自分が責任をとれる範囲で警護の役を果たすべきであるとの共通の認識があった。
- (2) 平成26年12月20日、東京においてXの接待等をする責任者であったZは、YからXが上京する旨の連絡を受けたため、X警護のために本件拳銃5丁を用意して実包を装填するなどして、Yらに渡す準備を調えた。
- (3) 同年12月25日、XがYら4人のスワットと共に到着すると、Zが車を用意して出迎えた。この際、ZはYらスワットのメンバーに用意していた拳銃を渡したが、Xはその様子を目にしていなかった。XらはZの用意した車で都内各所を移動したが、その際にスワットたちが乗る車はXが乗る車の前後を挟むようにして周りを警戒しながら目的地へと向かった。また、遊興先の店付近に到着して、Xが車と店との間を行き来する際には、Xの直近を組長秘書らがガードし、その外側を、本件拳銃等を所持するスワットらが警戒しながら移動し、店内では組長秘書らが不審なものがないか確認するなどして警戒し、店外では、その出入り口付近で、本件拳銃等を携帯するスワットらが警戒して待機していた。
- (4) 翌26日午前4時過ぎころ、最後の遊興先に向かっている途中、警官らがXの乗車する車に停止を求め捜索差押え令状による捜索差押えを行ったところ、スワットが乗る車から拳銃5丁が発見され、Xらは現行犯逮捕された。
- (5) スワットらは、いずれも、Xを警護する目的で実包の装填された本件拳銃を所持していたのであり、Xも自身の過去におけるボディガードの経験から、スワットらがX警護のために拳銃等を所持していることを概括的に認識していた。

X、Y、Zの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成15年5月1日第一小法廷決定

[参考条文]

銃砲刀剣類所持等取締法第3条1項、第31条の3第1項、第2項、第3条の7第1項、第31条の4第1項